株　主　各　位

第26回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

交付書面に記載しない事項

・業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
・個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社ペルセウスプロテオミクス

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。当該方針の具体的内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上及び維持については、管理部が統括し役職員に対して、コンプライアンス意識の浸透と向上を図ります。

② 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待して社外取締役を起用します。

③ 稟議規程、文書管理規程等の管理規程、その他必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種マニュアル、ガイドライン等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、文書(電子媒体を含む)の保存及び管理に関して「文書管理規程」を制定します。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報はこれを文書に記録し、同規程、企業秘密管理規程、情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程等の定めるところに従って適切に保存及び管理します。

② 取締役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報管理、安全衛生、環境及び防災等に関わる各種の事業関連リスクの監視並びに全社的対応は、管理部が担当し、適切な対応策の検討、推進を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、定期的に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定を行います。また、取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを１年とします。

② 当社は、業務執行の迅速化を図るため、社内規程の定めに基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取ります。

③ 当社は、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を策定するものとし、当該計画に沿って連携して業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューします。

④ 当社は、業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めます。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する基本方針」に従い、財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備、運用します。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から要請があった場合、管理部所属の使用人が監査等委員会の指示に従い監査等委員会の職務を補助します。なお当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令は受けないものとします。

当社が補助使用人を設置した場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議のうえ行うものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

① 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告します。

② 業務執行部門は、業務執行に関する月次報告書を監査等委員会に提供するものとし、また取締役及び使用人は、監査等委員会が監査に必要な範囲で業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力します。

③ 当社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。

(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、重要会議に常時出席する他、代表取締役と定期的に意見交換を行います。

② 監査等委員会は、会計監査人監査との相互連携が重要であるとの認識の下、情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図ります。

③ 当社は、当社の監査等委員の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担します。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」に従い、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応します。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記内部統制システムにおける運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することについて

当社は、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを重視し、サステナビリティ委員会を中心として、法令遵守の意識付けを常に行うことにより、法令及び定款に適合するよう図っております。

(2) 職務の執行に係る情報の保存及び管理について

当社は、法令及び定款の定めに従い、株主総会議事録及び取締役会議事録を作成し、原本を保存、管理しております。また、稟議規程及び文書管理規程に基づき、稟議書を作成、保管、管理し、当社の取締役及び監査等委員からの閲覧の要請に常に対応できる状態を保持しております。

(3) 損失の危険の管理について

当社は、事業活動におけるリスク課題を洗い出したうえで当年度のリスク重点課題を設定し、リスク発生の未然防止につなげる活動を展開しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することについて

当社は、定期的または臨時に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行っております。当事業年度においては、取締役会は14回開催されました。

(5) 財務報告の適正性を確保することについて

当社は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する基本方針」に従い、財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備、運用しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

当社は、監査等委員会の職務補助のため必要な要員を配置しております。

(7)　取締役及び使用人が監査等委員会に報告することについて

　当社は、取締役及び使用人が、法令、定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、コンプライアンス担当部門に報告し、担当部門は当該事案関係を取りまとめ、速やかに監査等委員会に報告する体制を取っております。

(8)　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保することについて

　当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と連携し、効率的に監査を実施するとともに、当社の代表取締役と定期的に意見交換等を行い、監査内容の充実を図っております。

(9)　反社会的勢力排除に向けた体制について

　当社は、「反社会的勢力対応規程」に従い、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応しております。

以上

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・製品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　２年～15年
工具器具備品　　２年～10年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費　　新株予約権発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 創薬

創薬の収益モデルは、国内外の製薬企業に対して、当社が開発した医薬候補品を導出（特定の医薬品を開発、販売するために必要な知的財産権の使用を許可すること。）することによる契約一時金収入、開発の進捗に応じて支払われるマイルストーン収入、上市後に売上高の一定割合が支払われるロイヤリティ収入等を獲得することであります。

当社が第三者との間で締結した開発品または製品の開発権、販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金は、ライセンス契約等において履行義務が一時点で充足される場合には、開発権、販売権等を付与した時点で収益として認識しており、マイルストーン収入は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、その発生時点を考慮して、収益とし

て認識しております。
　取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しております。契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入は、契約に基づく権利の確定時点から主として１年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。
　取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

②　抗体研究支援

　当社は、これまでにがん等を対象とした抗体医薬品や研究用試薬の創出を通じて培ってきた技術や経験を活かして、抗体に関連した研究支援(研究受託)を実施しております。抗体研究支援については、顧客との契約内容に応じて、顧客に製品を引き渡した時点、または引き渡した製品について、顧客から検収報告を受領した時点で、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
　取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しており、契約に基づく権利の確定時点から主として１年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。
　取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

③　抗体・試薬販売

　当社では、がんや生活習慣病等、各種疾患のバイオマーカーとなる核内受容体抗体等を世界の研究者に向けて研究用試薬として販売しております。当該抗体・試薬製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することにより、当社の履行義務が充足されると判断しており、収益を認識しております。ただし、当該製品の国内での販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷基準で収益を認識しております。
　取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しており、契約に基づく権利の確定時点から主として１年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。
　取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

2．会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の算定方法にかかる新たな情報を入手したことに伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関する見積りの変更を行いました。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち経過期間にかかる金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。この変更により原状回復費用の見積額が28,299千円増加しております。なお、差入保証金に含まれる原状回復費用の見積額28,299千円は減損損失として特別損失に計上しております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	1,281千円
工具器具備品	89,764千円
計	91,045千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	14,749,500	2,250,100	－	16,999,600

（変動事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加は、全て新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び数

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	50	40	－	90

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　　2,145,900株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用を短期的預金に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。具体的には、取引先ごとに期日管理、残高管理を行い、主要な取引先について、定期的に信用状況をモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収消費税、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

6． 収益認識に関する注記

（1） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(財又はサービスの種類別内訳)

	日本	米国	合計
創薬	－	－	－
抗体研究支援	40,270千円	－	40,270千円
抗体・試薬販売	32,976千円	62,261千円	95,237千円
顧客との契約から生じる収益	73,246千円	62,261千円	135,507千円
外部顧客への売上高	73,246千円	62,261千円	135,507千円

（2） 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1． 重要な会計方針に係る事項に関する注記　（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3） 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。なお、契約負債の残高はありません。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	22,214千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,123千円
契約負債	－

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

7． 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	7,756千円
減損損失	62,851千円
税務上の繰越欠損金	1,697,164千円
その他	0千円
繰延税金資産小計	1,767,772千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,697,164千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,607千円
評価性引当額小計	△1,767,772千円
繰延税金資産の合計	－

8． 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との間に重要な取引はありません。

9． 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たりの純資産額 66円91銭

（2）1株当たりの当期純損失 48円17銭

（注）当事業年度の期末発行済株式数を16,999,510株、期中平均株式数を14,906,519株として、1株当たりの純資産額と1株当たりの当期純損失を算定しております。

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

（1）減損損失を認識した資産の概要と減損損失の金額

用途	場所	種類	金額
事業用資産	東京都中央区　他	工具器具備品	8,525千円
		ソフトウェア	435千円
		差入保証金	28,299千円

（2）減損損失の認識に至った経緯

当社が保有する固定資産につきましては収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

（3）資産のグルーピングの方法

当社は医薬品事業のみの単一事業であることから、全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

（4）回収可能価額の算定方法

減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年４月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員（当社の取締役に選任されている者を除きます。以下、同じ。）及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

Ⅰ．株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社執行役員及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献、その意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

１．新株予約権の数

1,237個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式

123,700株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株あたりの払込金額を１円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年５月１日から2036年４月30日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを

行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合（任期満了による退任、定年又は期間満了による退職、その他の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

ⅰ）新株予約権の割当日から１年を経過した日
割当てられた本新株予約権の３分の１に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。以下、次号において同じ。）

ⅱ）新株予約権の割当日から２年を経過した日
割当てられた本新株予約権の３分の１に相当する個数

ⅲ）新株予約権の割当日から３年を経過した日
割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていない残余の個数。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は、新株予約権割当契約書第５条に記載した場合を除いて認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日
2026年５月１日

５．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３.（６）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（1）に準じて決定する。
（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
（5）新株予約権を行使することができる期間
上記３．（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（3）に定める行使期間の末日までとする。
（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記３．（4）に準じて決定する。
（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
（8）その他新株予約権の行使の条件
上記３．（6）に準じて決定する。
（9）新株予約権の取得事由及び条件
上記５に準じて決定する。
（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7．新株予約権の取得に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
８．申込期日
2026年４月21日
９．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社執行役員（ただし当社の取締役に選任されている者を除く。）	３名	280個
当社従業員	31名	957個

Ⅲ．翌期以降の損益に与える影響

2026年５月１日の新株予約権の割当日に新株予約権の割当対象者、人数及び割当数が以下のように確定しました。

当社執行役員（ただし当社の取締役に選任されている者を除く。）	３名	280個
当社従業員	29名	921個

本新株予約権の公正な評価単位は１個当たり21,400円であり、これに基づく株式報酬費用計上見込額は総額25,701千円であります。なお、当該金額は権利確定期間にわたり費用計上される予定であります。

以上